

# 公 示 書

下記のとおり公募に付する。

## 記

### 1. 公募に付する事項

2025年度財務専門官採用試験で使用する試験会場の借上げ（大阪会場）

### 2. 公募参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されている者であること。
- (4) 別紙2「公募要領」記載のとおり適合する施設を提供できる者であること。

### 3. 応募要領

- (1) 公募期間：令和7年4月11日（金）から令和7年4月22日（火）17時必着
- (2) 公募方法：別紙1「申請書」を作成、以下のア～オを添付し上記応募期間内に、下記4まで郵送（簡易書留）又は持参により提出すること。
  - ア. 申請者の概要が分かるもの（企業概要等）
  - イ. 受験予定者数についての収容（配席）案
  - ウ. 上記収容案の場合の施設使用料を記載した見積書  
〈見積書作成上の留意事項〉
    - ①会場使用料のほか、冷房使用料等の内訳及び施設使用料の総額（税込）を記載すること。
    - ②使用施設（試験会場）の平面図等資料を添付すること。
  - エ. 試験会場としての貸与実績
  - オ. 指名停止等に関する申出書（別紙様式）

### 4. 提出先

近畿財務局総務部人事課

（住所）大阪府大阪市中央区大手前4-1-76（大阪合同庁舎第4号館8階）

（電話）06-6949-6352 （F A X）06-6941-2893

### 5. 問い合わせ先

近畿財務局総務部人事課

（住所）大阪府大阪市中央区大手前4-1-76（大阪合同庁舎第4号館8階）

（電話）06-6949-6352 （F A X）06-6941-2893

以上、公告する。

令和7年4月11日

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 中田 慎一

(別紙1)

年 月 日

支出負担行為担当官

近畿財務局 総務部次長 殿

## 申 請 書

公募内容	2025年度財務専門官採用試験で使用する試験会場の借上げ（大阪会場）		
申請者	企業名・団体名		
	代表者役職・氏名		
	所在地		
	連絡担当者	氏名	
		役職	
		電話番号	
		FAX 番号	
応募内容	会場の名称		
	会場の所在地(*1)		
	最寄り駅 <small>(最寄り駅から徒歩での所要時間)</small>		
	会場全体の受験可能定員(*2)		
	使用可能試験室		
	施設使用料		
	冷房設備の使用可否		

\*1. 会場の所在が分かる地図を添付願います。

\*2. 「公募要領」の「4. 公募する施設（試験会場）の条件」の「(3) 試験室の規模・規格」により算出することとします。

(別紙2)

## 「2025年度財務専門官採用試験で使用する試験会場に係る」公募要領

### 1. 公募に付する事項

2025年度財務専門官採用試験で使用する試験会場の借上げ（大阪会場）

### 2. 使用予定期間

令和7年5月24日(土)午後～令和7年5月25日(日)

### 3. 受験予定者数

受験予定者数は200名～400名程度の見込みであり、確定は令和7年4月中旬の予定である。

### 4. 公募する施設（試験会場）の条件

大阪市内又は大阪市に隣接する市内に所在し、次の条件を満たす施設とする。

#### (1) 立地等

当局の入居する庁舎から自動車を利用して1時間程度以内の所要時間で到着する距離にあること。また、複数の交通機関が利用可能で、最寄り駅から会場まで徒歩可能な場所(15分程度)に立地する施設とする。

#### (2) 収容可能人員

40人以上の収容が10室以下の試験室で可能であること。

なお、収容可能人員は、「(3)試験室の規模・規格」における「受験可能定員」に基づいて算出した人員とする。

#### (3) 試験室の規模・規格

試験室の規模は、1部屋当たり受験可能定員(次の①、②の条件により算出した定員)を40人から300人程度とし、1～3名の試験官が受験者を十分監視できる環境で、受験可能定員分の机及びいすが設置されていること。

なお、80人を超える試験室については、マイクが使用できる設備が整っていること。

① カンニング等の不正行為防止のため、受験者の席の間隔をおおむね1～2メートル空けることとし、3人以上の連続した机の場合には、両端の2席及び受験者が隣接しないように間隔を1人以上以上とって使用する。

② 試験官が受験者一人ひとりに問題等を容易に配付できる広さの通路を確保する。

#### (4) 試験事務室等

試験会場内に、試験室とは別に、試験係官の打合せ、試験関係資料の配付・回収等を行うための試験事務室を1室確保すること。なお、試験事務室は、50人程度の収容が可能な部屋で、可動式の机・いすが十分設置されていること。

また、受験可能定員40人以上の部屋を試験室の予備室として1室、試験係官控室として1室確保すること。

#### (5) 試験会場の環境

試験当日、同一会場で他の団体等が実施する各種試験等と競合しないこと及び同一建物で授業や他の団体等の使用がないことが望ましい。また、営繕工事等、騒音が生じる作業等を行わないこと。

また、試験当日、近隣で騒音等試験の適正な実施に影響するような行事等がないことを確認すること。

#### (6) 利用時間

施設の利用時間は次のとおりとする。

試験前日：午後1時頃から試験室の準備、施設内の誘導表示等に必要な時間

試験当日：午前7時頃～午後7時頃

なお、試験前日の準備は、借り上げる全試験室及び試験事務室等とも、利用開始時間から準備が可能であり、準備後は、試験室及び試験事務室等並びに当局が指定する部分については他の団体等への貸し出し等を行わず、設営状態が保持されること。

#### (7) 冷房設備等

全試験室及び試験事務室等において冷房の措置ができることが望ましい。

男性用、女性用それぞれ十分な数のトイレがあること。

#### (8) 身体障害者への対応

車いすを利用する者の受験が可能な施設であること（身体障害者用のトイレがあること、机が車いすを利用する者に対応していること等。試験室の位置によっては、エレベーター、スロープ等が設置されていること。）。

#### (9) 受験者の受付場所等

試験会場内に、受付を1か所以上設置できること。また、受付を行う際の受験者の待機場所として、広場や通路等の十分なスペースがあること。

なお、会場内の案内看板の借用が可能であること。

#### (10) キャンセル料

上記「3. 受験予定者数」に記載のとおり、受験予定者数は、令和7年4月中旬（予定）まで確定しないことから、受験予定者数の減少により試験会場及び試験室等をキャンセルする場合があるが、無償で対応すること。

#### (11) その他

試験当日に、地震、台風等の万一の事態には借用時間の延長に応じられること。

また、冷房設備等、施設のトラブルに対し、即時に対応できる職員が試験前日及び当日に常駐していること。

## 5. 応募要領

### (1) 公募期間

公募開始日：令和7年4月11日(金)

公募終了日：令和7年4月22日(火) (17時必着)

### (2) 公募方法

別紙1「申請書」を作成、以下のア～オを添付し上記応募期間内に、下記(3)まで郵送(簡易書留)又は持参により提出すること。

ア. 申請者の概要が分かるもの(企業概要等)

イ. 受験予定者数についての収容(配席)案

ウ. 上記収容案の場合の施設使用料を記載した見積書

〈見積書作成上の留意事項〉

①会場使用料のほか、冷房使用料等の内訳及び施設使用料の総額(税込)を記載すること。

②使用施設(試験会場)の平面図等資料を添付すること。

エ. 試験会場としての貸与実績

オ. 指名停止等に関する申出書

### (3) 提出先

近畿財務局総務部人事課

(住所) 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 (大阪合同庁舎第4号館8階)

(電話) 06-6949-6352 (FAX) 06-6941-2893

## 6. 契約先の決定

応募受付後、必要により当方から電話による確認、資料等の追加提出又は施設の下見など会場の調査を行った結果、当局の仕様に合致した施設の中から、試験を実施する観点での審査をした上で決定する。

なお、借料が、周囲の一般的な施設(大学等)と比較して、著しく高額な場合や、予算上借用不可能と見込まれる場合には、決定に至らない場合がある。

また、会場の応募のうち、当局の仕様に合致し、予算上借用可能と見込まれる施設が複数あった場合は、一般競争入札により決定することとし、一般競争入札については、令和7・8・9年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類が「役務の提供等」で、近畿地域の参加資格を有すること等の条件が必要であることに留意する。

## 7. 施設使用に係る借料の支払条件

施設使用后、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとする。

## 8. その他

(1) 受託者は、当該業務において受託者の故意又は過失により被った当局等のすべての被害について、賠償責任を負うものとする。

(2) 受託者は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、当該業務において知り得た秘密を厳守しなければならない。本業務終了後についても同様とする。

(3) この公募要領に定めのない事項については、当局担当職員との協議により決定する。

年 月 日

## 指名停止等に関する申出書

支出負担行為担当官  
近畿財務局総務部次長 殿

住 所  
氏 名  
又は  
会 社 名  
代表者氏名

「2025年度財務専門官採用試験で使用する試験会場の借上げ（大阪会場）」の公募の申込みに当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示致します。